

令和8年2月19日
福島県雇用労政課

ふくしま産業復興雇用支援助成金に係る收受確認書の廃止について

このことについて、これまで、都合により申請書類や実績報告書類等の提出に対する收受印が必要な場合には、「收受確認書」を作成しご提出いただければ、收受印を押印の上、送付する対応をとってまいりましたが、下記により、当該対応を廃止することといたしますので、ご承知いただきますようお願いいたします。

記

1 廃止日

令和8年5月1日

2 廃止対象

上記廃止日以降に福島県雇用労政課及びふくしま産業復興雇用支援事業事務センターに到達した申請書類、実績報告書類等に対する收受確認書の発行、送付（上記書類等の副本に対する收受印の押印、送付を含む）。

3 廃止後の書類等到達確認方法

(1) 申請書類等について

書留等の配達記録が残る方法により送付いただくこととなっているため、配達記録により到達を確認してください。

(2) 実績報告書類等について

書留等の配達記録が残る方法により送付いただくこととはしていませんが、都合により到達したことを確認したい場合には、書留等の配達記録が残る方法により送付いただき、配達記録により到達を確認してください。

4 留意事項

(1) 廃止日以降、申請書類や実績報告書類等を送付いただく際、收受確認書や副本、返送用封筒を同封いただいても返送できませんので、ご承知いただきますようお願いいたします。

(2) また、電話等による書類の到達確認のお問い合わせは、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

(3) 上記で申請書類に対する廃止対応について記載しておりますが、令和8年度以降の当該助成金については、実施の有無や内容等未定となっておりますので申し添えます。